

(1) 教育相談

- **内容** 専任教育相談員が面接や電話で相談を受け付けています。
また、学校や家庭との連携を図るため訪問により相談も行っています。

(相談時間) 毎週月曜日～土曜日

午前9時～午後5時

※時間外および日曜日、休日は留守番電話で受け付けます。

(相談内容) ※秘密は守ります。

①ともだちとうまく遊べず、仲間はずれにされている。

②怒りっぽく、反抗したり、暴力をふるったりする。

③引っ込み思案である。

④行動が気になる。

⑤就園・就学・進路のこと。

- **対象** 区内在住の幼児から高校生およびその保護者など
- **費用** 無料

問い合わせ

教育センター

(電話相談) 電話 (3545) 9203

(来所相談) 電話 (3545) 9200 FAX (3545) 9027

(2) 就学相談

- **内容** 東京都立特別支援学校・区立特別支援学級に就学(転入学)、通級指導学級(ことばときこえの教室)・特別支援教室の利用を希望するお子さんのために就学相談を行っています。
なお、都立特別支援学校の幼稚部・高等部については、直接、東京都特別支援教育推進室にご相談ください。

問い合わせ

(小学部・中学部)

教育センター 教育支援係

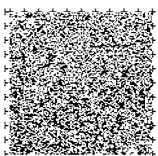
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

(幼稚部・高等部等の詳細は)

教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 東京都特別支援教育推進室

〒162-0817 新宿区赤城元町 1-3

電話 (5228) 3433



とくべつしえんがっきゅう (3) 特別支援学級

- **内容** 知的発達に遅れがある児童・生徒の状況に応じて、一人一人に適切な教育を行うため特別支援学級（知的障害）を設置しています。
明石小学校特別支援学級
月島第二小学校特別支援学級
銀座中学校特別支援学級

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

とくべつしえんきょうしつ しょうがっこう じょうちよしょうがいとう (4) 特別支援教室（小学校）（情緒障害等）

- **内容** 発達障害などがある児童が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度その障害に応じた適切な教育を受けることができる特別支援教室を全区立小学校に設置しています。

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

とくべつしえんきょうしつ ちゅうがっこう じょうちよしょうがいとう (5) 特別支援教室（中学校）（情緒障害等）

- **内容** 発達障害などがある生徒が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度その障害に応じた適切な教育を受けることができる特別支援教室を全区立中学校に設置しています。

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

つうきゅうしどうがっきゅう しょうがっこう げんごしょうがい なんちよう (6) 通級指導学級（小学校）（言語障害・難聴）

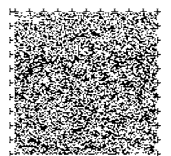
- **内容** ことばやきこえに難しさがある児童が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度、状況に応じた適切な教育を受けることができる通級指導学級（言語障害・難聴）を設置しています。
明正小学校通級指導学級

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

しゅうがくしょうれい (7) 就学奨励

- **内容** 心身に障害がある児童・生徒のために就学奨励を行っています。
- **対象** 区内在住で次のいずれかに該当する方
①国公立の特別支援学級、特別支援教室または通級指導学級に通学・通級している児童・生徒の保護者



②就学相談を受け、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度（特別支援学校の入学基準）に該当するが、国公立の通常学級に通学している児童・生徒の保護者

●**支給費目**

学用品費、新入学児童生徒学用品費、遠足費、部活動費、通学費など
ただし、所得要件により、支給される費目が異なります。

●**申請方法**

- 中央区立の小中学校に在学されている方**
毎年4月上旬に学校から申請書を渡します。必要事項を記入のうえ学務課学事係へ郵送してください。
- 中央区立以外の国公立小中学校に在学されている方**
学務課学事係にて申請書を渡します。必要事項を記入のうえ学務課学事係へ郵送してください。
なお、年度の途中でも申請は受け付けますので、学務課学事係までお問い合わせください。ただし、支給は申請月からになります。

●**問い合わせ**

学務課 学事係
電話 (3546) 5514 FAX (3546) 2098

(8) 発達促進保育

●**内容** 保育園・こども園において、心身障害児およびこれに準ずる園児の健全な発達を促進するため、子ども発達支援センターなどと連携し、発達などの課題を早期に発見・支援するとともに、適切に配慮した集団保育を行っています。

●**対象** 保育園・こども園に在籍する心身障害児およびこれに準ずる児童

●**問い合わせ**

子育て支援課 公立保育園係
電話 (3546) 5344 FAX (3546) 2129
保育課 保育指導担当係長
電話 (3546) 5681 FAX (3546) 2129

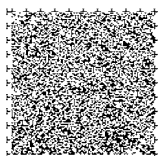
(9) 居宅訪問型保育事業

●**内容** 保育の必要性があり、障害や疾病などで、集団保育が著しく困難であると認められる場合、乳幼児の居宅において1対1を基本としたきめ細やかな保育を実施しています。

●**対象** 保育の必要性があり、障害や疾病、医療的ケアなどの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた1歳児から小学校就学前児童（ただし、障害・疾病の状態、医療的ケアの内容によっては、お預かりできない場合もあります）

●**費用** 保育料は認可保育園の保育料と同じ。ただし、保育者の交通費は保護者負担（区の補助制度あり。月上限20,000円か実費額の3分の2のいずれか低い方）。

●**申請方法** 認可保育所入所申込書と必要書類を添付して保育課保育入園係に申し込む。



問い合わせ

(事業内容について)

保育課 保育運営係
電話 (3546) 5422 FAX (3546) 2129

(申込方法について)

保育課 保育入園係
電話 (3546) 5227・5387・9587 FAX (3546) 2129

ちゅうおうく がっきゅう
(10) 中央区かえで学級

- **内容** 知的障害のある方が、社会の中で自立して生きていく力を身につけることを目的とし、調理実習や華道・手芸・運動部に分かれての学習、電車ハイク、宿泊研修会、他区の学級との合同レクリエーションなど、さまざまな学習機会を提供しています。
- **活動日・時間** 主に毎月第2、4日曜日（年間19回21日間、うち2回は宿泊）午前9時30分から午後3時30分まで（学習内容によっては、変更することがあります）
- **対象** 原則
 - ①15歳以上（中学生を除く）の知的障害のある方で、中央区の特別支援学級（心身障害学級）の卒業生、または区内在住・在勤の方
 - ②主な活動場所である銀座中学校まで一人で来られる方
- **費用** 無料
※ただし、活動に関する実費（交通費、調理の食材費や華道部のお花代など）については本人負担となります。
- **会場** 主に銀座中学校

問い合わせ

文化・生涯学習課 生涯学習係
電話 (3546) 5524 FAX (3546) 9556

